

平成30年度 第2回長野県障がい者施策推進協議会

日 時 平成31年2月12日（火）

10時00分～12時00分

場 所 長野県庁西庁舎111号会議室

1 開 会

2 あいさつ

○浅岡障がい者支援課長

3 委員紹介

○和田企画幹 本日のご出席は、委員15名中、7名出席です。ご都合により、伊藤委員、大堀委員、佐々木委員、田辺委員、原田委員、堀委員、矢崎委員、和木委員がご欠席となっております。

次に、協議会の幹事としまして庁内の関係課から職員が出席しておりますが、氏名につきましては「委員名簿」の次ページ「幹事出席者名簿」のとおりです。

続きまして、会議資料の確認をお願いいたします。あらかじめお送りしました資料は、会議次第、委員名簿、幹事名簿、資料一覧、その次に資料1から11まででございます。また本日、追加資料としまして、資料12及び資料13を配布させていただきました。足りない資料がございましたらお知らせいただければと思います。

次に、この会議は公開で行います。あわせて後日、県のホームページ上で議事録及び会議資料を公表しますので、よろしくをお願いいたします。

なお、本日の会議は、おおむね2時間程度を予定しており、終了時間は12時頃を目途とさせていただきますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、会議事項の進行につきましては、綿貫会長さんをお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○綿貫会長 皆さん、改めましてこんにちは。朝は少し冷え込みましたけれども、インフルエンザも、大分、静まってきたように伺っております。今日も風邪等で欠席の委員さんもいらっしゃいますけれども、進めさせていただきたいと思います。

今日の議題でございます障害者差別解消法、施行3年後の取組状況についてでございますが、この前に障害者虐待防止法も施行されております。そういった中でまだまだ、まだまだこれからはございますが、少しずつ、当事者の皆さん方が「困った」「何とかしてほしい」「これは嫌だ」といった声、それから「こうしたいんです」という希望の声、そういった声が少しずつ言える環境ができてきているのではないかと、というふうに現場で仕事をしながら感じてはおり

ます。

本日も、どうぞ皆様方から積極的な、忌憚のないご意見をたくさん頂戴したいと思いますので、よろしく願いいたします。では、着座にて失礼いたします。

4 会議事項

(1) 障がい者スポーツ部会の設置について

○綿貫会長 それでは会議事項に入ります。最初に会議事項1、障がい者スポーツ部会の設置について、障がい者支援課からご説明いたします。

○山越課長補佐（障がいスポーツ担当） 資料1の説明

○綿貫会長 なお、この障がい者部会の委員の選任につきましては、会長が指名することとなっており、担当者から事前に相談がありましたので、会長として指名をさせていただいたということもご報告させていただきます。

ただいまの説明に関しまして、ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。なお、ご発言に際しましては、まず発言をされる方は挙手でお知らせいただいた上、指名を受けて、その後、お名前を述べられてからご発言いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。ご意見、いかがでしょうか。

○両角委員 両角です。2027年までに取り組むべき方策のロードマップを作成ということですが、今年度中、時間的にそんなにあるように思わないのですが、取組状況というのはどうなのでしょう。

○山越課長補佐 確かに、時間的に厳しい状況がございます。昨年12月に第1回目の部会を開催し、その後、部会長、部会長代理と調整等をさせていただく中で、事務局として案を詰め、それをまた部会の委員の皆様にご諮るといった形を取りたいと思っております。年度内というのは、目標的なところはございます。

お話のとおり、2027年までのスケジュールと申しますと8年ございますので、それまでに状況が変わるということも当然ございます。現状の中で、このぐらいの時期、例えば5年前には、このぐらいの内容とか、少し概略的なものになるかとは思いますが、目標的なものを持って、今後の8年間のものを何とか形にいたしまして、それに基づいてやっていきたいということで、時間が厳しいというのは重々承知しておりますが、何とか進めていきたいと思っております。

○両角委員 今日の会議を見ても、なかなか全県から集まっていただくというのは難しい部分があります。そういう点で、このスポーツ部会という部分の15名の皆さんが、一堂に会して、2027年度までのことを、責任を持って決めていくというときに、大変なのだろうと。そういう点で、事務局さんは非常に大変ですが、今日は頑張ってくださいと言っておきます。以上です。

○綿貫会長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、厳しいスケジュールとなるかとは思いますが、この部会の設置につきまして、これで皆さん方の了承とさせていただきたいと思えます。

(2) 障がい者差別解消法施行3年後の取組状況について

○綿貫会長 次に、会議事項(2) 障害者差別解消法施行3年後の取組状況についてです。

皆様もご存じのとおり、障がい者差別解消法が施行され、平成31年3月末で3年が経過いたしますが、この3年間の状況を把握し、障がい者差別の解消を図るためにはどのような取り組みが必要かを、委員の皆様からご意見を伺いたいとのことですので、よろしく願いいたします。

まずは障がい者支援課、特別支援教育課及び長野労働局の取り組みについて説明を受けた後に、ご意見等をいただきたいと思えます。

それでは、障がい者支援課から順次、説明をお願いいたします。

○神戸課長補佐兼社会生活係長 資料2、3の説明

○特別支援教育課 渡邊指導係長 資料5の説明

○長野労働局 岩松地方障害者雇用担当官 資料4の説明

○綿貫会長 ありがとうございます。ただいまの説明についてご質問がございましたらお願いをいたします。

○根本委員 特別に質問ということではなく、昨年、ここに参加させていただいたときにも申し上げましたが、私、視覚障がい者の全盲です。この資料をいただいたときに本当に全然読めないし、わからないのです。そういう話を昨年させていただいたときに、CDに入れて取っていただいたりしてきたのですが、今回、この資料につきまして、神戸さんと、女性の職員の方が、直接、私の自宅へおいでいただきまして、この資料を全部、読んでくださいました。もう本当に大変申し訳ないと思うのと、それから本当にありがたい、感謝の気持ちでいっぱいです。

ただ、私たち視覚障がい者はどうしても、この普通文字については読むことはできません。ですので、こういう資料も、一般の封書もそうですが、できれば、CDか何かを取っていただけるような方法が一番、やっていただければありがたいかなと思う次第です。今回は本当にありがとうございました。

今後につきましても、できればCDに取っていただけると、本当にありがたいと思うところです。

○神戸課長補佐兼社会生活係長 神戸でございます。先日は根本委員のお宅にお邪魔させていただき、資料説明をさせていただきました。お聞きになるにもご自分の自由な時間に聞けるということではなく、お邪魔した時間に聞いていただくということで、ご迷惑をかけたかと反省し

ているところでございます。資料につきましては、CDに録音して、お届けできるような対応は取っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○根本委員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○綿貫会長 では、今後はそのような配慮をお願いしたいと思います。

繰り返しになりますが、障がい者差別解消法が平成28年4月1日に施行されまして、もうじき3年が経過しようとしております。法施行により障がい者に対する差別の解消が図られているか、意見交換を皆さんからお願いをしたいというふうに思います。

つきましては、本日ご出席されております全員の委員の皆様方から、法が施行されて効果があった、よかったこと、また法が施行されたけれども、なかなか改善されないのではないかといったご意見を、お一人ずつ伺いたいというふうに思います。

それでは佐藤委員さんからご意見いただいてもよろしいでしょうか。

○佐藤委員 施行されて3年目ということですが、施行された当時は、どこがどう変わってどういう配慮をしなければならないかということについて、大変議論も交わされたのですが、この頃は、そういう議論があまり交わされなくなってきているなという感じです。

私は、その逆の立場というか、合理的配慮について、どこまでその配慮をしなければならないのか、そういう事例が実はあります。その事例というのは、これが合理的配慮の中に含まれるのかどうかは疑問なのですが、入居している利用者の方の喫煙に関して、こういう要望がありました。

うちの施設は、障がい者、高齢者も含めれば100何十年になります。施設では、玄関に入る手前に屋根があり、その屋根の下で喫煙をしてもらっています。利用者から、雪が降った時、この寒くなったのに、屋根はあってもたばこを吸う場所は外でしかないのかと、喫煙室をつくってくれないか、という要望がありました。予算的なこともあり、なかなかそれは難しい。3年前の時期に、高齢者の福祉課から、そういうものをつくれれば補助金が出るという話をいただきましたので、ちょっと検討した経過がありますが、全額は出ない。しかし、利用者にとっては、たばこも吸いたいというこの思い、意思を、「健康のためだから、なるべくやめたほうがいいのではないの」というふうに職員も言っておりますが、やはり吸いたいものは吸いたい。たばこを吸いたい者を寒い外へ追いやるのかと、こういうようなことがありました。何か良い解決策がないのかなと、今、ただ、そういう思いでおります。

○綿貫会長 ありがとうございます。悩ましいところでございますけれども、ご意見を伺っておくということでよろしいでしょうか。では続いて両角委員さん、よろしくお願いいたします。

○両角委員 今年1月14日に、視覚障がい者の皆さんとの新年会が松本市内でありまして、私も出席をさせていただきました。

そのときの一つの話題が、信号機で歩車分離というのが県内、結構な数ができたと。視覚障がいの方が、どのタイミングで渡るかということについて、今までは車と一緒にだったので、青

になればまっすぐストレートというのがあったのだけれども、青になっても止まっている。要するに歩行者専用の信号機のとくにまっすぐ行くのか、あるいは斜めに行くのかというような形になるので、その辺の判断といいますか、それが本当に困るということをおっしゃっていて、できれば声がけをきちんとしてもらいたいと。なかなか、自分が全盲の中で理解ができないということをおっしゃっていたので、何かその音声的なことなのか、県警もいろいろな工夫はされていると思うのですが、現場からそのような声があったのが1点です。

それから、私はずっと特別支援学校のことについて取り組んできており、前もお話したか、いわゆる障がいをお持ちの皆さんと健常者の皆さんがお行き会いするのが、特別支援学校という高等部を出てから会う、ということがあって、お互いに理解するのが非常に難しい。そんな中、資料3でインクルーシブのお話もありましたが、こういう方向というのは、当然そうすべきだというふうには思っているのですが、ただ、今の学びの場という施設的なこと等を考えたときに、軽々にただ一緒にという、それだけで、例えばトイレだとかエレベーターがないとか、そういう施設的なことを、今年1年目ということですが、かなり力を入れていかないと、単に子どもさんの困難さを早期に発見して敏速に対応して、でも分けているときじゃないのだというような言い方をされるけれども、一方で、特別支援学校が満杯であり、全県の子どもさんが減っているのに、特別支援学校だけは減らない、あるいは増える傾向という。さっきのお話でも、障がい者の方が増えているということがありましたので、総合的にそこを、単に今ある施設に入れていこうとかという、短絡的な考え方というのは、私はいかがなものかなと。ですから、インクルーシブ教育ということをもっともっと大切に考えれば、そこに問題点が幾つか出てくるようになると、そんなふうには思っています。

もう一つは、経済的虐待というお話がありましたが、私は、障がいをお持ちの皆さんが親御さんの、お父さん、お母さん等を頼らずに、この社会でどう生き抜いていくかという部分で、この経済的虐待も含めて職場、あるいはさっきの高等部を出たあと、どういう場所で働いて生計を立てていくかということ、これから本当にどうしていくかということ全体で真剣に考えなければいけない、そんな3年目ではないかと思えます。以上です。

○綿貫会長 ありがとうございます。これは事務局側からお答えは。

○神戸課長補佐兼社会生活係長 まずお話を伺うということでお願いします。

○綿貫会長 わかりました。では塚田委員、お願いします。

○塚田委員 では、まず質問からよろしいでしょうか。

あいサポート運動について、いつも数の報告をいただいておりますが、一般県民向けの出前講座か、どういった単位の方々が、どのように受けとめられているか、地域住民の方々に対するあいサポート運動は実施されているか、もしされているとするならば、全県でどのように網羅されているか、ということをお聞きしたいのと、先ほどの県教委の資料3についてですが、発達障がいの方たちが増えているという点は、側面からいったら、教師のスキルアップはどうなのだとこのところがあります。

手に負えないお子さんが、全て発達障がいなのか、ということではないと思いますし、この表には家庭の出番がないというか、ご家庭との連携はどのようにやっていくのかというところが欠けているのではないかとということと、先ほど労働局の方から虐待の事例がありましたけれども、軽微なものに関して申し上げれば、16ページ目の心理的虐待について、著しい心理的外傷を与える言動、「著しい」というのが非常に微妙なところだと思うのですが、著しいか著しくないかは、誰が判断するのだろうかということもあります。その方が不快に感じたことは全て心理的外傷なのではないか、先ほど、一つの物事が解決しないと次へステップアップできないという方のお話がありました。

この3点、総合して私が申し上げたいのは、それぞれの場所でそれぞれの虐待、差別がありましたというのは、それぞれ皆さんご自分の地域で生活しておられるわけだから、逆にいったら、地域の中での差別だとか虐待がなくなれば、やっぱりそこからいく、人としての心の持ちようだということが多々あると思うのです。

就職をしたいから、ハローワークの窓口に行ったときに、いろいろクレームをつけてくる方がいるという話の中も、それぞれお一人お一人の対応が、その障がい、私たちは知的障がいの親ですけれども、障がい特性を理解していただければ、障がい特性ゆえの行動だったり、その特性を理解した合理的配慮があれば、その方はパニックを起こさなかったり、といったことがたくさんあります。

その大人の、私も地域に帰って地域の役員をさせていただいたりもするのですが、地域の、長野市は住民自治協議会と申しますが、その事務局長さんが「おらたちの町の中に、知的障がいなんかいるんかい」というような言葉が出てくるくらい身近でない。そうではないのだというところ、皆さん、発言する場もないし、どちらかという我慢をして、引き込まざるを得ない状況を、地域がつくっているのではないかとということも考えられるし、お一人お一人、ここにおられる方もそうですが、皆さんお住まいがあるわけですから、お一人お一人の地域に帰ったときに地域の差別とか障がいとかを考えてみれば、その延長線上に、いろいろな公的な機関があるわけですので、そういったところも行政も一方踏み込んで、地域社会の中から差別虐待をなくすような仕組み、提言というのがあったらいいなと。それぞれですけれども、働く場、学校、公共交通機関、いろいろな場所でそれぞれの差別というのはあるかと思いますが、そこに携わっている方は個々の方々ですから、お一人お一人の心持ちが変わっていかなければ、どんなに差別解消法や虐待防止法をつくっても、社会は変わっていかないわけですので、そういった横の連携というのか横断的なつながりというのか、差別解消法があるということを熟知しておられる方が20数パーセントだという悲しい数字もありますので、地域の中で規定を置いて、行政が指導を取ってやっていただけたらいいなと思っております。以上です。

○神戸課長補佐兼社会生活係長　ご質問についてお答えします。

あいサポート運動につきましては、あいサポーター研修という形で取り組んでおります。こちらは出前講座として、研修会を開きたいという声がありましたら、そちらに出向き、説明を実施しております。その中で、あいサポート企業、団体ということで認定をしております。

ひとつ、象徴的なところで、須坂東中学校において、先生があいサポートメッセンジャー要請研修を受講され、その先生が学校の生徒さんたちに対して研修を行っていただく、その

ような取り組みをしていただいている学校もございます。

また、このメッセージの方を増やすため、さまざまな形での研修会、例えばその方が所属する企業で話をし、あいサポーターを養成していただいたり、地元の公民館等の地域の集まりで研修を開いていただくという形で、あいサポートメッセージの方にはボランティアで活動していただいております。これらの運動がより身近な地域で広がるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

○渡邊指導係長 特別支援教育課の渡辺です。ご指摘のありました教師のスキルアップ、それから家庭との連携、非常に重要な視点だと捉えております。

学校の先生方、全ての先生方が「これができない」「あれができない」から、「あなたはそこに行きなさい」と、つまり教師のやり方に子どもを合わせようとする時代は終わっていて、その子に応じた授業ができる教師になっていく。もし通級指導教室とか、特別支援学級というように学びの場が一部変わっていくお子さんがいたときには、「この子はこういう支援があるところんな育ちが期待できそうだね、こういうことを求めているね、だからここに行ってこういう学びをしよう」という、ちゃんと支援の情報を持って学びの場をつくっていくということが大事だということを周知してきています。来年度は、教育委員会全体で、特別支援教育課だけでなく、教学指導課、義務教育課等も一緒になって、全県に周知していきたいと思っています。

お家の方の思いを受けとめて、お家の方とともに進むことも非常に重要です。願いは一緒のはずなので、お互いにぶつかってしまうのではなくて、その子にとって、今、何が必要なのかということをとともに考えていく、そんな教育委員会である必要があると思っております。ご指摘ありがとうございました。

○綿貫会長 では続いて、本木委員をお願いします。

○本木委員 本木です。労働の関係についてですが、聴覚障害者協会、私どもの場合は1年に1回、夏頃、労働フォーラムというのを協会で開催しています。例えばカクイチさんという大きな会社さんで、聴覚障がい者が多分7人ぐらい働いているかと思うのですが、その中で、例えば定年を迎えた後に65歳まで、確か定年だったと思いますが、まだまだ元気だということで、友だちも誘って、またその会社に再就職ができたりとか、幸いに社長の理解があって、定年を迎えても継続雇用させてもらえたりとか、コミュニケーションも、「手話を教えてほしい」と同僚のほうから言ってもらえて、例えば「トイレはこうやるよ」とか、「掃除をお願いという手話はこうだよ」とか、仕事に必要な色々な手話単語を同僚の皆さんに教えて、覚えてもらって、聴覚障がい者の職員も手話でコミュニケーションができるような状況になってきたのです。ごめんなさい、会社名がもしかしたら違うかもしれないのですが。そのようなとてもいい会社というか、私たち聴覚障がい者にとって助かる、ありがたい会社もあります。

あと、きのこの会社のホクトさんも、聴覚障がい者にとっても理解があり、聞こえなくてもできないことはない、聞こえないからといってコミュニケーションができないわけではない、また、指導者としても聴覚障がい者に頑張ってもらいたいと言ってもらって、聴覚障がいがあっても同じ働く仲間として、お互い教え合いながら、仕事もスムーズにできているという話を聞

いています。本当にありがたいなと思っています。

また、仕事の中でパソコンを使う仕事もありますが、その職場で1週間に1回、職員同士の会議があるということで、その会議のときには必ず手話通訳をつけてくれて、聴覚障がい者にも情報がきちんと保障されるようにということで、会議に参加できるようになった、内容もわかってとてもよくなった、というような、そういう会社の理解をいただいて仕事ができるというような状況になってきていて、前と比べますと、大分、聴覚障がい者も、聞こえる皆さんと同じように働ける環境が整ってきているのかなとは思っています。

このようなフォーラムを行うことによって、いろいろな会社にも来ていただいて、聴覚障がい者に対する配慮なども、理解していただける場となっているのかなと思ひまして、聴覚障がい者自身もこんな困ったことがあったとか、会社ではこういうときはどうしたらいいんだろうというような相談をする場にもなっています。

また、ハローワークでは窓口到手話通訳の方が、手話協力員さんがいますよね。松本とか幾つかのところにいらっしゃると思いますが、その手話協力員さんが働ける時間がとても限られてしまっていて、いつでも対応してもらえというわけではなく、時間も短く、十分、手話通訳を介して窓口で対応していただけないという、聴覚障がい者から不満の声も出ていたりもするので、そういった面では改善をしていただきたいなと思っていますところ。ハローワークさん、労働局さんに考えていただければありがたいなと思っています。以上です。

○岩松委員 手話通訳、手話協力者に関するお話をいただきました。実は先月の聴覚障がい者協会のほうから要望書ということでいただきまして、そのときにもそのようなお話をいただきました。

私どもでは厚生労働省に対し毎年予算要求をしており、昨年度も本年度も多くの予算を使ってきました。本年度は、実は前年度よりも、要求は多くしたのですがけれども当初予算を減らされまして、今年度の年度途中でどうしても足りなくなりそうだということで、追加要求をしたところ追加分がきまして、各ハローワークからこれだけほしいという数字は確保をさせていただきました。ただ、どうしても行ったときにいつでもいるというわけにもなかなかいかず、限られた予算でやらせていただいているということなのですが、予算の増額をということで、いただいた要望書を厚生労働省に上げさせていただきます。

なお、手話協力員さんの賃金につきましても、賃金というか委嘱をさせていただいていますけれども、その金額が上がっていないということもありまして、その上昇についても依頼をしております。

また、ハローワークにお見えになったときに、その場ですぐご相談できればいいのですが、大体、初めていらっしゃるときはなかなか難しいケースがあり、例えば2回目以降になれば「次はいつ頃いらっしゃいますか」というような形でご相談をしながら、そのときにはいるような形で確保したり、ハローワークによっては全県下で8人配置をしているのですが、あまりその予算を使っていないハローワークから多めに使っているハローワークに振りかえたり、県内ハローワーク12か所、出張所を入れると14か所ありますが、その協力員さんがいるところ以外のところでも相談したいという場合は、その人が、いないところへ行って相談できるという形も一応取っておりますので、いずれにしても、ご要望があるときにはまず、電話でもいいのです

が「いつ頃行きたい」というお話をいただけるとありがたいと思います。中には、月のうち毎週何曜日の何時から何時までいます、と設定しているハローワークもございます。

以前、聴覚障がい者協会の皆様からご要望いただいたときに、できればそういった形がもっと取れないだろうかというお話もいただきましたので、各ハローワークで設定をすることになりますので、各ハローワークには、協会からそのようなご要望がありました、ということで伝えていくところでございます。以上です。

○綿貫会長 ありがとうございます。では根本委員、お願いします。

○根本委員 視覚障がい者の立場として、先ほども言いましたように視覚障がい者が一番困っている文字の読み書きの問題。こういう書類、会議の場合の書類もそうですが、いつ、どこでも、私たちは、ふつう文字は読めませんし、書けません。ですので、必要に応じて、すぐそこで書いていただける、読んでいただけるという制度、これは視覚障がい者がとても困るところですから、そのような要望があったら、すぐそこで読み書きをやっていただけるような制度をつくってほしいと思います。

もう一つ、視覚障がい者が一番困ることは外に出て行動することです。私も全盲なのですが、一人で歩くのは本当に困難です。今日もガイドヘルパーさんをお願いして来ておりますけれども、例えば同行援護という制度がありまして、私たちは大変便利にお願いできるようになっておりますが、この同行援護というのは1対1の状態です。利用者一人、ヘルパーさん一人、1対1の状態で行動するものです。ですが、このような会議や授業があったときに、大勢参加するときに、どうしてもヘルパーさんが少ない、足りないのです。そうしたときに、1対1の同行援護だけではなくて、今もあるところはある、移動支援というもので、利用者が2人、ヘルパーさんが1人というもの。ヘルパーさんの数が少ないものですから、そのような状態で、外で行動するときの利用を進めていただければ、どうしても同行援護でやらなければいけないとなると、1対1ではなかなか、事がスムーズにいかないのです。そこで、ぜひ必要なときには、移動支援の方法も使えるように、支援を進めていただければと思います。

それと、先ほど松本の視覚障がい者と懇談したときの話が聞けましたけれども、横断歩道を渡る時の声かけは本当にありがたいことです。私もうれしいことだと思います。私がひとりで横断歩道を渡る時は、例えばピヨピヨで渡れるとき、横断歩道まで到達しないときにピヨピヨがなり始めてしまったときは、そこを渡らないで、横断歩道に立っています。というのは、途中で渡ると、いつ、どこから車が走ってくるかわからないという恐怖感があるのです。すぐパッと渡れないのです。ピヨピヨがパッと始まったときにサッと渡るのが、私の方法です。途中でピヨピヨになった場合、横断歩道についたときは、こう手で合図します。車の運転手さん、ドライバーの方がわかるように、「渡っていいですよ」「行っていいですよ」と、手で合図します。そうすると、ドライバーの方がわかってくれるので、結構、動いてくれます。

私はとにかく、車は、ぶつかっても嫌だし、引かれても嫌だし、だから、あのピヨピヨが鳴り始めたときに歩き始めるのですが、そんなことも、自分なりに工夫しているところです。

声かけ運動は本当に、去年は駅のホームから視覚障がい者が大分転落されて亡くなられた、という事故もありましたけれども、危ないところですので、視覚障がい者自身も気をつけなけ

ればいけないし、周りのみなさんもぜひ声かけ運動を進めていただければ本当にありがたいと思います。以上です。

○綿貫会長 はい、ありがとうございます。皆様方から非常に貴重なご意見をいただきました。

その中で先ほど、最初に両角委員さんからご発言いただきました、横断歩道の渡りづらさに関しまして、根本委員さんからも、声かけ運動をぜひ積極的に推し進めていただきたいというようにお話もございました。両角委員さん、今の件で何かつけ足しなど、説明されるようなことはございますか。

○両角委員 説明といたしますか、その視覚障がいの方の皆さんの集まりに参加したときに、本当に切実に訴えられていたというのが私の耳に残ってしまっていて、こういう場で、しっかり言うておかなければいけないなど。

今、根本さんからありましたけれども、その方も、遠慮しないでどんどん声をかけてほしいということをおっしゃって、声かけはもちろんですという、そんなふうになったものですからお話をさせていただきました。

ピヨピヨが鳴っているときはもう渡らないと、多少、時間がかかってもそこにとどまり、車の皆さんにも合図をし、そしてピヨピヨが鳴り出したら渡ると、そんなことをお聞きしたので、またどこかの機会、また松本の皆さんにもそんなお話をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○綿貫会長 今、皆様方からお一人ずつ、突然の振りで申しわけございませんでしたけれども、様々なご意見を頂戴いたしました。

他に、「実際にこんな差別的なことがあった」、また、皆さん方、当事者の団体に所属されている方々にもお越しいただいておりますが、「こんな話がありました」というような切実なお話等がございましたら、この場でお話していただけるとありがたいと思います。塚田委員さん、いかがでしょうか。

○塚田委員 先ほどの労働局さんのお話にも通じているのですが、障がい者の雇用の入口はいろいろなサービスが充実しているかと思うのですが、先ほど聴覚障がいの方の職場でのいい環境改善の話がありましたが、精神あるいは知的の方々、その障がい特性ゆえに、どうしてもそういう性格だというふうに皆さんに周知されて、声もかけてもらえない、仕事の指示も丁寧に教えてもらっていないとか、長く勤めておられる方に特にそういうことが多いようです。

ですので、長く勤めているから安心ではなくて、長く勤めておられる方の中でも、とても苦しい思いをしながらお勤めされている方が多々おられるということが、私たちの団体にも入ってきてまして、それはどこへ相談に行ったらいいのか、障害者就業・生活支援センターなのか、ハローワークなのか、あるいは障がい者・高齢者の雇用等、いろいろな機構がありますが、どこも親身になってもらえていないような状況があるので、それはどうしたら、特段それは協力、これは差別だというものではないのですが、日常の些細なことが、その方の障がい特性ゆえの、いろいろな発する言葉ですとか態度で、特異な目で見られて、職場の中で大きく浮いて

いるという状況があるという事例がいろいろなところであると伺っているので、その辺、目に見えてこない、表に出てこない声なき声というか、親御さんが、その子どものことを思いやっ
ていろいろ悩んではいるんだけど、親が出ていくわけにもいかない、障害者就業・生活支
援センターのほうからも、お母さんは職場へ行かないでくださいと制止されているというところ
もあるので、やはりそういった、数に上がってこない方々の苦しい思いみたいなものを、く
み取っていただけるとありがたいなと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○岩松委員 労働局の岩松です。今のお話、私どものほうは非常に耳が痛いお話でありまして、
そのとおりです。実際、お勤めになっている方は、相当苦勞されている方が多いのではないか
というのを想像しますし、ハローワークでご相談いただいて、私ども職員が親身になって相談
できていないということもあるのかなと、非常に私ども反省しなければいけない点だと思っ
ております。

ご相談いただけるときに、特にどこへ、という話はないのですが、ご本人さん、ないしはご
家族の方、保護者の方が、ご相談しやすいところにご相談いただければいいかというふう
に思います。

例えば中には、ハローワークは苦手だなという人がいたら、申し訳ないのですが、例えば障
害者就業・生活支援センター等の様々な支援機関がございます。支援機関の方、障害者就業・
生活支援センターの方も、ハローワークとはそういった連携をしております。実は私どもハ
ローワークも障がいをお持ちの方のその専門の窓口の人員が年々減らされている状況でして、非
常に対応が、きめ細かくできていない可能性があります、私ども労働局としては各ハローワ
ークに指導をしていきたいと思ひますし、ご相談がありましたら、ぜひこちらにご相談いただ
ければと思ひます。いろいろな機関と連携しながら、事業所にもお願ひをしていきたいとい
うふうに思ひます。

○綿貫会長 ありがとうございます。まだまだ、皆様方からさまざまなご意見等があろうかと思
ひますが、皆様方からいただいた貴重なご意見等をお伺ひする中で、まだまだ障がい者に対す
る差別や虐待といったものがあると。それぞれ解消するには、行政や関係機関の皆様が相互に
連携し、協力し合いながら取り組んでいくことが必要であると、そのようなことが確認できた
かなというふうに思ひます。

今後、皆様方から出されたご意見やご発言を踏まえ、今後の障がい者差別解消施策の方向性
を検討していただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

(3) 平成31年度の主な障がい者施策の概要について

○綿貫会長 それでは、続きまして会議事項(3)平成31年度の主な障がい者施策の概要につ
いてです。

まず関係する担当課から全て説明いただきました後に、ご質問、ご意見等をいただきたい
と思ひます。それでは、特別支援教育課から順次、説明をお願ひいたします。

- 特別支援教育課 渡邊指導係長 資料5の説明
- 保健・疾病対策課 小澤課長補佐兼心の支援係長 資料6の説明
- 宮下課長補佐兼施設支援係長 資料7の説明
- 川村課長補佐兼在宅支援係長 資料8の説明
- 神戸課長補佐兼社会生活係長 資料9・10の説明
- 山越課長補佐（障がいスポーツ担当） 資料11の説明
- 松田担当係長（自立支援係） 資料12の説明
- 地域福祉課 堀内企画幹兼地域支援係長 資料13の説明

○綿貫会長 ただいま説明をしていただきました。ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

○根本委員 私、この間、この書類を読んでいたときに、神戸さんにはお話しさせていただいたのですが、スポーツの関係で、担当の方山本さんとおっしゃいましたか。実は、視覚障がい者のテーブルテニスについて、割と長野県で皆さん活発にやっていたらっしゃって、なかなか成績もいいということなのです。北信越ブロックの大会なんかでは、ここ数年来、トップでいる状態です。

その担当の方は松本にいますが、ぜひこの大会、全国大会を長野県でやりたいという話を持ち上げてきているのです。話がどこまで、進んでいるのかわかりませんが、まだ、あまり進んでいないのではないかと思います。もしこのような話が出てきた場合、県のほうでご協力いただけるのでしょうか。

○山越課長補佐 障がい者スポーツ担当の山越と申します。今のお話ですが、私どもも、しっかりお話を伺いたいと思っておりますと同時に、長野県障がい者スポーツ協会としっかりと連携する必要がございますので、私ども、それから協会、それぞれしっかりとお話を伺いまして、大きな大会ということでもありますので、その誘致は、2027年の全国障がい者スポーツ大会に向けても大きな弾みになろうかとは思っていますので、今のご提案をしっかりと受けとめさせていただきます。ご示唆をさせていただければと思っております。

○綿貫会長 次に、両角委員。

○両角委員 資料5に、未確定で、明日から3月8日まで、23日間の2月定例にかけるということだと思いますが、委員の皆さん、この協議会の皆さんにこういう思いもあるのだということで、ちょっとお話しさせていただきたいと思います。

改築するといいますか、これはもう待たなしで、方針だと、あと2年かけてというようなことなので、ぜひ早急にやっていただきたいということが一つです。

それと、丸新で、諏訪養護学校の高等部を富士見にということですが、要するに分教室だと、もともと入った学校の文化祭や何かには当然行くのですが、最初からつくるという、一緒につくっていくというところがないということと、卒業して、要するにいろいろなことを、あとの

進路といえますか、生活面のことを学校に相談したくても、その受入体制等々が難しいというようなことがあります、今までも。

したがって、こういう方向ではなくて、せめて分校、分教室でなくて分校にしてほしいと、そういう考えもあるのだということをおきたいと思います。以上です、ありがとうございました。

○綿貫会長 では、担当課のほうでご検討をお願いいたします。

(4) 障がい者施策等に関する意見交換

○綿貫会長 続いて、会議事項4の障がい者施策等に関する意見交換ということですが、時間が過ぎてしまっている中ですが、皆さん、お一人か、もう一人ぐらいのところ、何かございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。では佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 意見というか、お願いをしたいのが、特に施設の中でのいろいろな差別や虐待の解消に貢献するのは、やはり従業員への研修です。先ほども、管理者の研修が特に大事だというふうにお話をいただきましたが、まさにそのとおりだと思います。

障がい者自身が、「これが差別だ」と思わない、するほうも「差別じゃないだろう」と、そういう感覚でなく、やっていた事象が実は差別だったというようなことが非常に多くある中で、うちの法人では出前講座を2回ほどやらせていただきましたが、それによって「ああ、これは差別だったのか」、「ちゃん付けで呼ぶのは虐待の中身なのか」と、これは職員や我々は一切、虐待、差別しているなんていうことは思っていない。だから、それをわからせるために、研修の機会をもう少しつくってこないかというお願いをしたいと思います。

昨年の研修で、そのときには私も何人かで行きたいといったら、人数の関係で1事業所一人にしてくれというようなことがありました。そういうことがないように、研修の場をもう少し多く持っていただきたいことを要望しておきます。

○綿貫会長 では、担当課のほうで検討をよろしくをお願いいたします。現場を担う事業所とすれば、本当に切実な課題であるというふうに思います。他にはよろしいでしょうか。

時間のないところで発言できかねた部分については、障がい者支援課のほうにご意見していただければと思いますので、お願いいたします。

また、長野県地域福祉支援計画についても、これからパブリックコメントということですので、ぜひ委員の皆さん方、積極的にご覧いただいて、コメントをお願いしたいというふうに思います。時間を超過し、申し訳ありませんでした。

それでは、事務局からお願いします。

○神戸課長補佐 綿貫会長、ありがとうございました。事務局から1点、ご連絡を差し上げたいと思います。

来年度、この会議につきましては、おおむね8月頃を予定しております。ただ、委員の皆さま

んの任期は2年ということになっておりまして、新年度は改選の時期でございます。引き続き、委員のお願いをする方につきましては、事前に日程調整等のご連絡をしたいと考えております。また、団体の推薦により委員になられた方がいらっしゃいますが、できましたら引き続き参加していただければありがたいと思います。また、その辺につきましては改めてご相談をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

4 閉 会

○和田企画幹 綿貫会長、並びに委員の皆様、長時間にわたりご熱心にご検討いただきまして、本当にありがとうございました。

以上をもちまして、第2回長野県障がい者施策推進協議会を閉会させていただきます。本日はどうもありがとうございました。